平成２９年（フ）第３５４０号
大阪府東大阪市金岡４丁目15番３号　ハイツ久宝園　302号、前住所大阪府東大阪市友井３丁目９番10号
債務者　森　　義彦
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３５５０号
大阪市北区黒崎町８番６号
債務者　小庄裕巳子
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３５５９号
大阪市港区築港４丁目１番26―203号
債務者　福永　　楓
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３６２１号
大阪市平野区加美正覚寺１丁目19番１号204号
債務者　有本　京子（旧姓山崎）
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３６５２号
大阪府八尾市北木の本５丁目128番地の１　ニューリバーサイド八尾南Ａ―302号
債務者　吉田亜沙美
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３６５３号
大阪市天王寺区上本町１丁目２番19―1202号
債務者　西本久美子
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３６５９号
大阪市阿倍野区西田辺町１丁目21番37号エスパシオ西田辺304号
債務者　林民子こと　白　　民子
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３６６５号
大阪市西成区玉出西２丁目９番18号　シャルム玉出　101号
債務者　村上　　亮
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６９１号
大阪府松原市東新町５丁目17番31号、前住所大阪府松原市南新町１丁目３番15号
債務者　音野　豊美（旧姓太田）
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１７９号
北海道旭川市宮下通９丁目531番地の１　メゾン・ド・ノール321号室
債務者　大倉　紀子
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月25日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３５０９号
大阪府守口市大久保町１丁目８番８号
債務者　井上　弥生
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月31日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３５６２号
大阪市住吉区苅田７丁目４番28号　シティコートあびこ　301号
債務者　長谷川綾香
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２９９号
栃木県鹿沼市上石川1906番地１　鹿沼リサイクルセンター内
債務者　諏訪　武男
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月29日午後１時15分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３１７号
栃木県那須塩原市西幸町２番16号
債務者　吉澤　光重
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３２０号
栃木県宇都宮市下荒針町3480番地10
債務者　新井　　一
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３２７号
栃木県足利市中川町3768番地35、前住所栃木県足利市朝倉町420番地１　レジデンス朝倉201
債務者　真下　孝夫
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係